

法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について
(調査結果)

平成19年10月5日
文部科学省高等教育局
専門教育課

調査の目的

新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたことや、大学においても学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていること等の反省に立ち、司法制度改革の一環として、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度として創設されたものである。

このプロセスの中であって、法科大学院には、単なる「点」としての司法試験への対策としての教育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することにより、国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現する教育が求められており、各法科大学院では、このような教育の実現に向けた真摯な取り組みが行われている。

しかしながら、今般、新司法試験審査委員である法科大学院の教員により、当該法科大学院の学生等を対象に、学内で、司法試験の受験指導が行われたことが判明し、法科大学院教育の在り方についても問われている。

今回の調査は、このような状況を踏まえ、新たな法曹養成制度の原点に立ち返り、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の検討等に資するため、各法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況を把握することを目的として実施したものである。

調査の概要

1 調査の対象

法科大学院を置く全ての大学(74大学)を対象とした。

2 調査の内容

- (1) 平成19年7月3日に、対象大学に対して、同大学に平成18年4月1日から平成19年6月30日の間に在籍した全教員(4,259人)を対象として、同期間における新司法試験対策を目的とした答案練習会等の実施の有無について調査を依頼した。
- (2) 該当する大学における当該教員数及び教員ごとの答案練習会等の実施形態、実施科目、実施対象者、実施時期、実施回数等の状況について、所定の様式により回答を求めた。

(3) 実施形態については、「答案練習会」、「特別な講座」及び「その他」とし、「答案練習会」は、「新司法試験対策を目的とし、新司法試験の出題形式に準じて、特定の専門分野の論述問題等を出題して解答させこれを添削・指導」、「特別な講座」は、「答案練習会以外に、新司法試験対策を目的として、通常の教育カリキュラム以外に実施する特別な講義・演習等」、「その他」は、「新司法試験対策を目的として、教員主催ではなく学生等の要請による自主的な勉強会等への参加等」として回答を求めた。

調査結果の概要

1 調査結果の整理方針

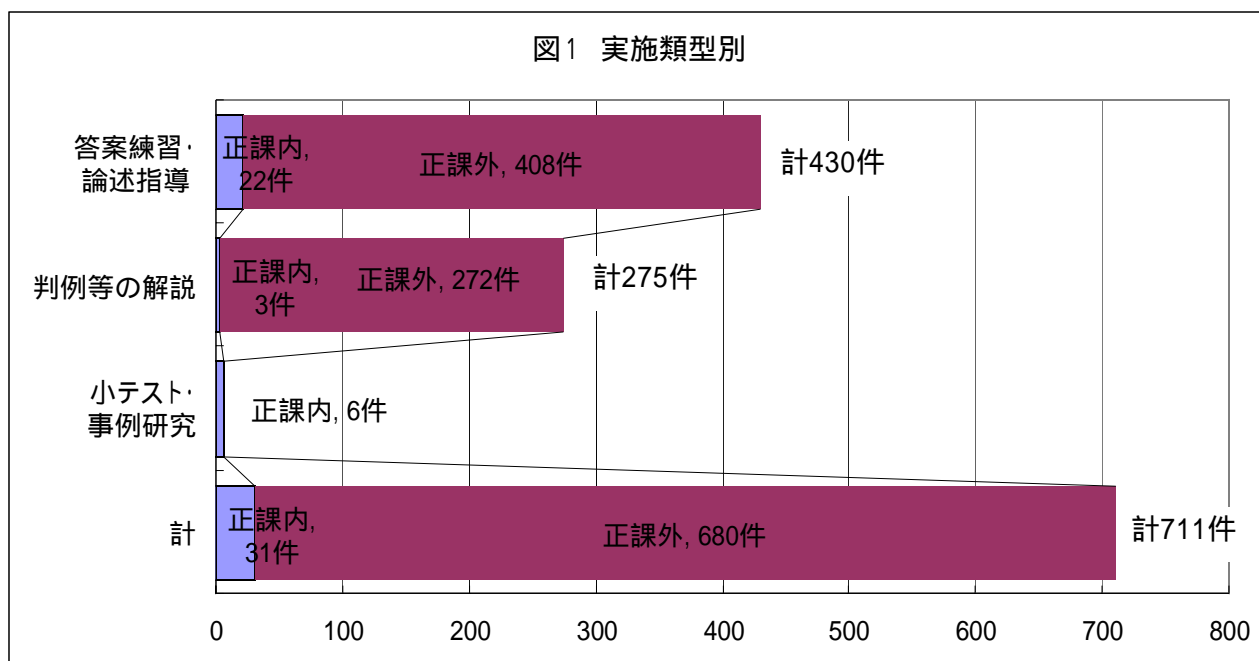
調査結果の全体的な状況は、具体的な実施内容を「答案練習・論述指導」、「判例等の解説」及び「小テスト・事例研究」(以下、「答案練習等」という)に類型化した上で、実施類型別、正課内外別、実施主体別にその状況をまとめた。

2 調査結果の全体的な状況

(1) 法科大学院を置く全ての大学において、対象教員の99%に当たる4,227人の教員について調査が行われ、答案練習等を実施した教員数は、467人(54大学)で、実施件数は延べ711件であった。

(2) 実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」は430件(正課内22件、正課外408件)、「判例等の解説」は275件(3件、272件)、「小テスト・事例研究」は6件(正課内のみ)となっており、正課内は全体で31件(4%)、正課外は680件(96%)である。

(図1)

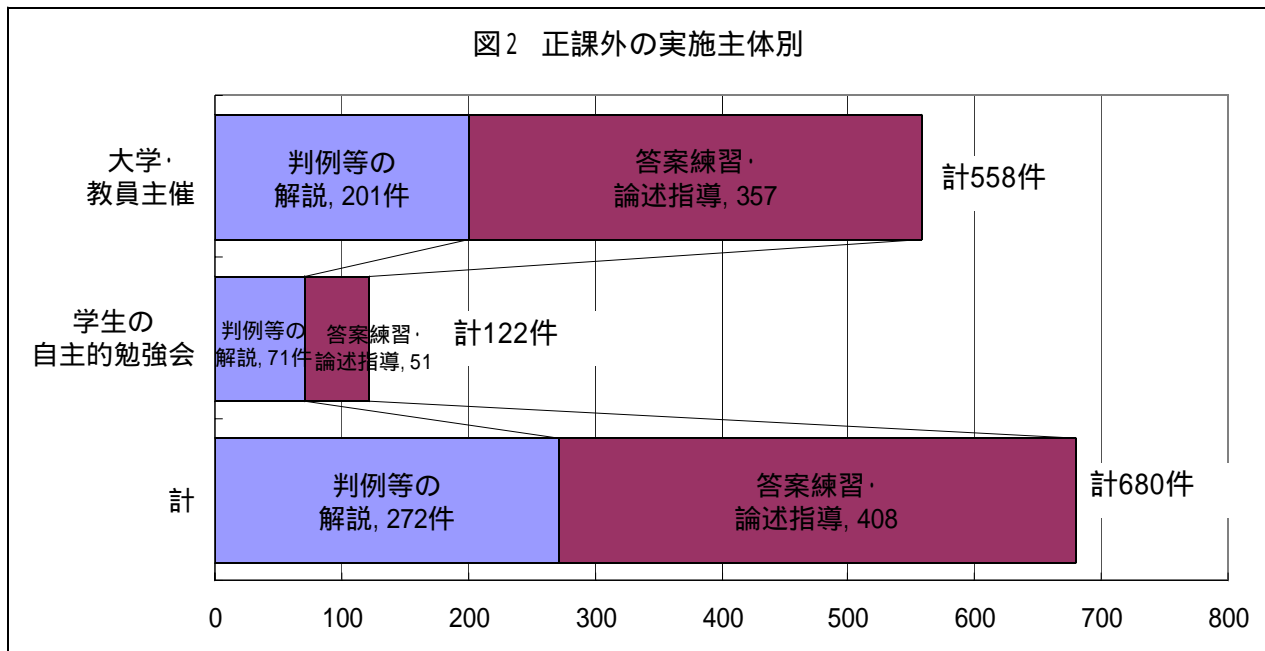


(3) 正課内に行われた答案練習等31件について、実施科目の状況は、民事系が最も多く10件、次いで刑事系8件、公法系7件となっており、対象者は、ほとんどが3年次生である。また、実施時期については、1月～5月が20件で最も多く、次いで6

月～12月10件となっている。実施回数は、9割以上が3回までとなっている。

正課外に行われた答案練習等の実施科目、対象者、実施時期等の状況は、「3正課外における答案練習等の実施概況」で整理した。

- (4) 正課外に行われた答案練習等の実施主体別の状況については、大学又は教員が主催したものでは、「答案練習・論述指導」が357件、「判例等の解説」が201件で合わせて558件となっている。また、学生の自主的な勉強会では、「答案練習・論述指導」が51件、「判例等の解説」が71件で合わせて122件となっている。(図2)



3 正課外における答案練習等の実施概況

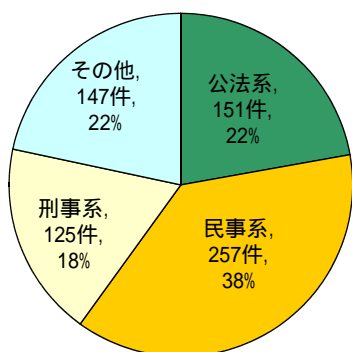
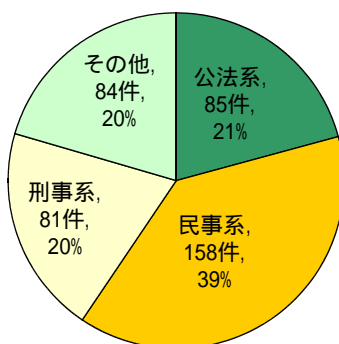
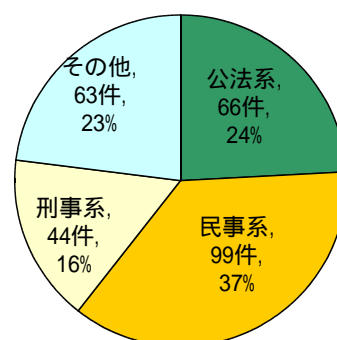
(1) 実施科目について

実施科目については、公法系151件(22%)、民事系257件(38%)、刑事系125件(18%)、その他147件(22%)となっており、民事系が多くなっている。(図3-1)

内訳を実施類型別の「答案練習・論述指導」や「判例等の解説」で見ても、その傾向は変わっていない。(図3-2、3-3)

(注)実施科目は、回答内容を 公法系(憲法、行政法) 民事系(民法、商法、民事訴訟法) 刑事系(刑法、刑事訴訟法) その他(労働法、国際関係法等)に分類している。

図3 - 1 実施科目(正課外全件)

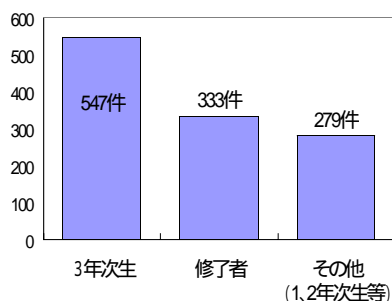
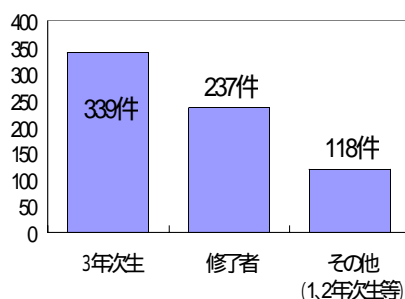
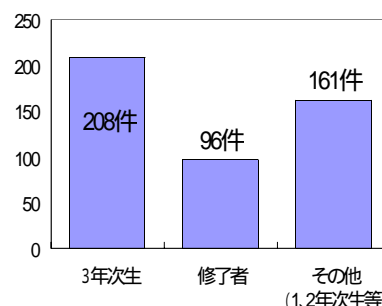
図3 - 2 実施科目
(正課外のうち答案練習・論述指導)図3 - 3 実施科目
(正課外のうち判例等の解説)

(2) 対象者について

対象者については、複数回答が可能となっているが、3年次生を対象とするものが最も多く、547件(80%)、次いで修了者を対象とするものが333件(49%)、1、2年次等のその他を対象とするものが279件(41%)となっている。(図4 - 1)

内訳を実施類型別にみると、3年次生が一番多い傾向は変わらないものの、「判例等の解説」では、1、2年次生等のその他が161件(59%)で、修了者の96件(35%)を上回っている。(図4 - 2、4 - 3)

図4 - 1 対象者(正課外全件)

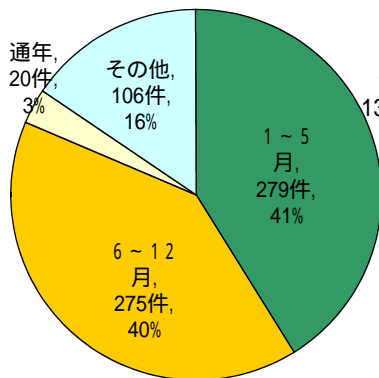
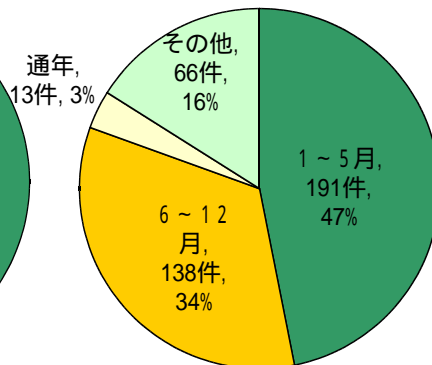
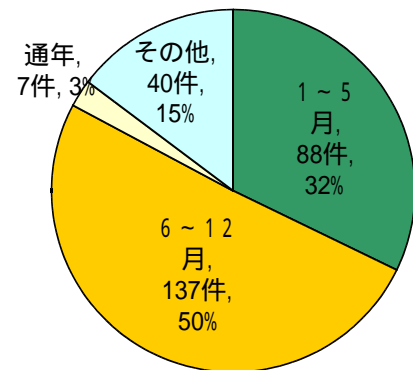
図4 - 2 対象者
(正課外のうち答案練習・論述指導)図4 - 3 対象者
(正課外のうち判例等の解説)

(3) 実施時期について

実施時期については、新司法試験実施前である1月～5月が279件(41%)、新司法試験実施後である6月～12月が275件(40%)とどちらも同程度の件数であった。そのほか、通年が20件(3%)、その他が106件(16%)となっている。(図5 - 1)

内訳を実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」では、1月～5月の割合が正課外全体より高くなっている一方、「判例等の解説」では、6月～12月の割合が最も高くなっている。(図5 - 2、5 - 3)

図5-1 実施時期(正課外全件)

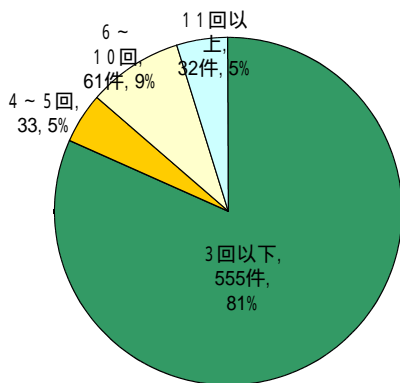
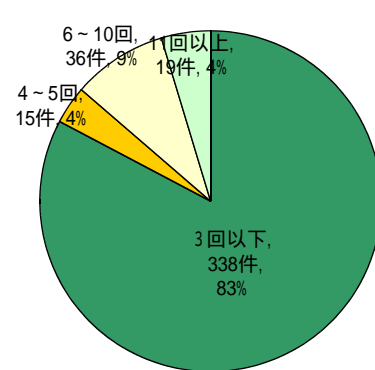
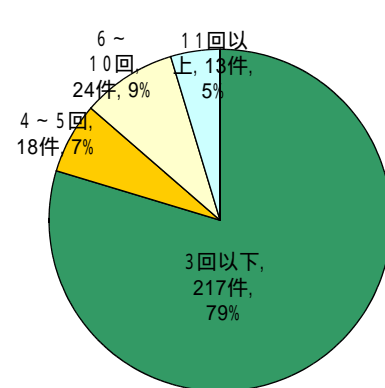
図5-2 実施時期
(正課外のうち答案練習・論述指導)図5-3 実施時期
(正課外のうち判例等の解説)

(4) 実施回数について

実施回数については、担当した教員ごとに、答案練習1件当たりの実施回数を表している。内訳については、3回以下が555件(81%)と大半を占めている。このほか、4～5回が33件(5%)、6～10回が60件(9%)、11回以上が32件(5%)となっている。(図6-1)

内訳を、実施類型別に見てもその傾向は変わっていない。(図6-2、6-3)

図6-1 実施回数(正課外全件)

図6-2 実施回数
(正課外のうち答案練習・論述指導)図6-3 実施回数
(正課外のうち判例等の解説)

答案練習等の実施状況の概括

1 正課内に実施された答案練習等の状況

正課内に実施された事例の31件のうち22件(7割)は、「答案練習・論述指導」の類であり、受講学生を対象に授業として授業内容に関する設問を出題し演習を行ったもの、実務的思考の過程を教育した結果の確認のため、判例を素材に、司法研修所で行う起案を意識して演習を行ったもの等が大半である。

これらの大学の回答の中には、新司法試験対策を目的とした答案練習は実施していないが、各法分野に関する法律文書の起案演習の中で添削・指導を行っているため、照会の趣旨を広く捉えて回答したとする例もあり、ここでの事例は、授業内容の理解

の程度等を確認することを主たる目的として実施されたものが多いと考えられる。

また、残りの9件については、「判例等の解説」や「小テスト・事例研究」の類であり、新しい判例等について解説を行ったもの、特定のテーマに関する判例を基に設問し演習を行ったもの等である。これらは、学生に事例を与えて、それを分析・検討させ、法的解決の道筋を明らかにさせる訓練と見られ、一般的に法科大学院で行われている教育の一形態であると考えられる。

2 正課外に実施された答案練習等の状況

正課外での事例の約6割は、教員が作成した論文式問題を出題し、答案を作成させ、当該答案を基に添削・解説をするといった「答案練習・論述指導」の類であるが、回答内容から、法曹に必要な論述能力の向上を図るために必要な教育・指導として行われていると考えられる例も多く見受けられた。

また、各法律の分野ごとに重要問題に関して判例を用いて解説を行う等の「判例等の解説」に当たるものが約4割あったが、通常はとくに問題とはならない指導であると考えられる。したがって、これらの状況をもって直ちに法科大学院全体として本来の教育とかけ離れた指導が行われているとは言えない。

本調査結果から認識される課題

- 1 今回の調査に際して、大学からは、「答案練習の解釈に関して、法曹に必要な文章作成能力の育成のための指導との区分が不明確である」、「新司法試験そのものが法科大学院教育との連続性を求められている以上、広い意味では法科大学院における教育が全て新司法試験対策に資することとなる」、「講義内容の理解を深める、あるいは復習を徹底するための指導は否定されるべきではない」等の意見が多く寄せられた。
- 2 このような意見や前述した答案練習等の実施状況の概括を見ると、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をする中間点としての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な学修を行った学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が試行錯誤している姿が窺われる。しかし同時に、一部においては、その実施方法によっては司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかと指摘を受けかねない事例も見受けられる。
- 3 例えば、正課外の実例として、3年次生を対象に、6月から9月にかけて当該年度に実施された新司法試験の問題を使い、本試験と同様の日程と試験時間により体験的な模擬試験を実施したといった司法試験を直接に意識したと考えられる例も若干見受けられた。

新司法試験の模擬試験や短答式問題の形式による小テストについては、正課外であっても、それに偏することにより、豊かな人間性や創造的な思考力、法的議論の能力等を広く養うべき本来の授業が軽視されるものとなるならば、法科大学院教育としての適切性の観点から疑問が生じ得るものと思われる。また、短答式問題の小テストについては、授業内容の理解の確認としては意義が認められるが、たとえば3年次生等を主たる対象として繰り返し過度に実施された場合は、新司法試験のための暗記型の

技術的教育ではないかとの指摘を受けるおそれがある。

- 4 また、答案練習・論述指導については、法理論の学習が一通り終了した3年次生、修了者に対して、3年次生に対する授業がほぼ終了する1月から新司法試験が実施される5月までに集中的に行われるような場合は、その内容によっては、新司法試験対策に傾斜した教育となっていないかとの懸念が生じ得る。その際、大学や教員個人が主催するもののみならず、学生が自主的に行う勉強会であっても、法科大学院の教員が関与する以上、当該指導が法科大学院における教育の理念から離れたものとならないよう注意する必要がある。
- 5 個々の答案練習等による指導が、司法制度改革の本旨に則った本来の法科大学院教育としてふさわしいものであるかどうかを判断するには、指導方法としての適否の面だけでなく、教育課程や履修方法等も含めて、新司法試験科目である法律基本科目の履修に過度に偏っていないか、新司法試験に出題されやすいか否かという観点によって授業内容が左右されていないか、どのように考えるべきかよりも、どのように試験で解答すべきかという試験技術対策的指導に陥っていないかなど、法科大学院の教育理念・目的に即して総合的に検証することが必要である。
- 6 これらの課題については、今後、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の観点から十分検討していく必要がある。